平成27年10月26日 新エネルギー推進課 (TEL:088-821-4841)

# 四国電力伊方発電所3号機の再稼働についての知事コメント

四国電力伊方発電所3号機の再稼働につきまして、私の考えをお知らせしたいと存じます。

### (原子力発電について)

原子力発電につきましては、福島第一原子力発電所の事故の被害の状況に鑑みたとき、今後は、脱原発を目指して原発への依存度を徐々に減らしていくことが必要だと考えています。但し、原発に依存しない社会がどれだけの期間で実現できるのか、比較的短期間でできるのか、それとも極めて長期間を要するのかは、科学技術の進展等によります。この間、県民の皆様の社会生活や経済活動を安定的に維持するために、やむを得ず原発を再稼働せざるを得ない時期がある可能性は否定できません。しかし、仮にそうなった場合でも、安全対策が万全であることが大前提であることをこれまで申し上げてまいりました。

### (国、愛媛県の動向)

伊方発電所3号機につきましては、福島第一原子力発電所の事故を教訓として、国の原子力規制委員会において、安全対策が強化された新規制基準への適合性について厳正な審査が行われ、本年7月15日に、新規制基準に適合すると認められ、設置変更が許可されました。

愛媛県におかれましては、四国電力に対し、8つの項目を要請し、新規制基準を上回る施設の耐震性確保などの追加的な安全対策を求めるとともに、愛媛県伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会にて独自に専門家による安全対策の審査を行い、新規制基準への適合性審査の結果は妥当であるとの判断をされました。また、国に対しても8項目の要請を行い、内閣総理大臣の「万が一、原発事故が起き、災害になるような事態が生じた場合、国民の生命・身体や財産を守るのは政府の重大な責務で、責任を持って対処していく」といった政府の責任を明確にする発言などにつながっております。

#### (本県勉強会での確認事項)

本県は、伊方発電所に重大事故が発生した場合に備えて事前に避難計画を策定しておかなくてはならない30km 圏内には位置しておりません。しかし、県民の皆様の関心も高い事柄であることから、県民を代表して四国電力との勉強会を公開の場で開催し、伊方発電所3号機の安全性、再稼働の必要性、そして原発の将来の方向性についての3つの点について、四国電力に疑問を投げかけ、県民の皆様にもわかりやすくご理解いただけるよう、丁寧な説明を求めてきました。これまでに、16回の勉強会を開催し、県民の皆様の質問も反映しながら、約800程度の様々な疑問について質疑し、確認してまいりました。こうした勉強会の内容は、分かりやすく44間の質疑回答に取りまとめ、公表させていただいております。

## (伊方発電所3号機の安全性についての四国電力の回答)

まず、一つ目の伊方発電所3号機の安全性については、原子力規制委員会において最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震も含む様々な地震などについて審査されています。最も影響のある地震は、中央構造線断層帯による地震であり、地震の規模として最大となる紀伊半島から九州にかけての全長480kmが一度に動いた場合も想定し、かつ岩盤の上にあるという伊方発電所の地形も考慮し、検討が行われたとのことです。その結果、基準地震動の最大値は650ガルとなっていますが、安全上重要な機能を持つ施設は、この基準地震動に耐えられるよう耐震性向上工事を実施しているとの説明を受けております。

さらに、四国電力では、愛媛県からの要請により、独自の対策として、これらの安全上重要な施設について、650 ガルを上回る概ね 1,000 ガルの揺れに対しても施設の耐震性を確保する対策を講じることとしております。

このほか、津波対策については、想定される津波高に対して敷地が高く、浸水することはないと考えられていますが、万が一浸水する場合を想定し、安全上重要な施設の扉を水を通さない水密扉に変更するなどの対策を講じていること、原子炉を止める、冷やす対策についても、外部電源の喪失を想定し、複数の発電機の設置による電源の多重化を図っていることなど、様々な観点から安全対策を講じているとの説明を受けています。

### (再稼働の必要性についての四国電力の回答)

二つ目の再稼働の必要性については、電力供給面において、伊方発電所停止後は、夏や冬の電力需要が最大となる時期には、運転開始後 40 年前後が経過した 8 基の老朽火力発電所を含めた 10 基の火力発電所を、定期点検を繰り延べしながら稼働させており、故障による不測の運転停止により、停電が発生する可能性が高まっているとの説明を受けております。実際に、昨年の冬、電力需要が最も大きかったのは 12 月 17 日でしたが、その 3 日後の 20日には 2 つの火力発電所が故障により停止した事例が発生しており、仮に、この 20 日の故障が 17 日に起こっていれば、電力供給に支障が出ていた可能性がありました。また、火力発電所の更新には、環境アセスメントや建設工事などに 7、8 年程度、用地取得を伴う場合はさらに期間を要することなどから、すぐに電力供給面の課題を解決することは難しいとの説明も受けております。

このように、現段階においても老朽化している火力発電所を総動員して、何とか電力の供給力を確保している状態であり、複数の火力発電所に不測の事態が発生した場合には供給力不足となる可能性が否定できず、また、今後火力発電所の老朽化が進んでいけば、このような不測の事態が発生する可能性がさらに高まることから、長期にわたって持続可能な需給状況ではないとの説明を受けています。

さらに、伊方発電所の停止により火力発電の燃料費などが増加したため、四国電力ではやむを得ず、平成25年に電気料金を値上げをしており、値上げ後の現行料金は、伊方発電所3号機の再稼動が前提となっていると説明を受けております。このときの値上申請は、14パーセントの値上げ幅でされていましたが、再稼働しない場合は、約2倍の29パーセントの値上げ幅になると試算されていたとのことです。

こうしたことなどから、再稼働が必要だとの説明を受けています。

## (原発の将来の方向性についての四国電力の回答)

三つ目の四国電力としての原発の将来の方向性については、現時点で明確なものはないとの回答で、十分な説明はいただけておりません。

## (愛媛県の判断)

こうした中、本日、愛媛県知事が、伊方発電所3号機の再稼働について同意するとの判断 が示されました。

# (本県の意見)

本県としましては、まずは立地県である愛媛県の判断を尊重する必要があると考えています。伊方発電所3号機の立地自治体ならではの事情を抱え、独自の確認や国・四国電力への要請も行い、同意権を持つ愛媛県の判断は、非常に重要であります。

また、本県としても、四国電力との勉強会を行い、先述のように伊方発電所3号機の安全性や再稼動の必要性などについて、確認を行ってきました。その中で、安全性については、中央構造線が一度に動くといった場合まで想定して耐震対策を行い、さらには、安全上重要な施設については、この想定を上回る揺れについても対策を行っていること、必要性については、老朽化した火力発電所を総動員して何とか供給力を確保している状況であり、今後さらに火力発電所の老朽化が進んでいくことも考えれば、長期にわたって持続可能な需給状況ではないことといった説明がなされていますが、これらについては合理的な説明ではないかと考えています。

以上のことに鑑みれば、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給のためには、現時点では、伊方発電所3号機の再稼働はやむを得ないものと考えます。

ただし、当方が求めてきた将来に向けて原発への依存度を徐々に低減すべきとの点については、そうした趣旨の回答は得られておらず、当方としては、不満が残っております。

### (今後について)

今後、再稼動までに、原子力規制委員会による工事計画認可、保安規定認可、使用前検査などのプロセスがあり、まだまだ確認すべき事項があります。さらに、県民の皆様のご意見などにより新たな疑問が生じることも考えられます。また、そもそも、安全対策については、終わりがなく、常に最新の知見をもって対策を講じていく必要があります。こうしたことから、今後も四国電力との勉強会を継続し、疑問を質すとともに、引き続き、四国電力に対して安全対策の徹底を求めてまいります。

さらに、原発に依存しない社会の実現のために、現在、十分な説明がされていない原発の将来の方向性についても、勉強会などを通じて、四国電力にしっかりと示していただき、原発への依存度の低減に向けての具体的努力に取り組んでいただくよう求めてまいります。

また、国に対して再生可能エネルギーの導入促進にあたっての課題となっております送電網の整備や蓄電池の導入促進の提言を続けますとともに、県においても、地産地消のエネルギーの仕組みづくりを進めるなど、再生可能エネルギーの導入を進めていくことで、原発への依存度を低減するよう取り組んでまいります。